

1 - (3) 客引き行為等の禁止等に関する条例の全面施行について

1 全面施行に向けて

令和3年4月1日に条例が一部施行され、

4月30日には、岐阜駅北地区を「客引き行為等禁止区域」に指定、その周知・啓発活動を実施してきた。

この間、「客引き行為等対策指導員」を警察OBから3名雇用し、禁止区域内の客引きの実態把握等を行ってきた。

また、禁止区域を示す案内看板（2か所）や路面標示（44か所）等の設置も完了した。



2 条例の全面施行

10月1日からは、いよいよ条例が全面施行となり、

禁止区域内の公共の場所（道路や公園）で、すべての客引き行為等が禁止される。

⇒同日から、

客引き行為等対策指導員が巡回し、違反者に対し指導等を実施する。

条例の全面施行に合わせ、同日、市長も参加し、

地域の皆様、警察と合同で、啓発及び合同パトロールを実施する。

→後ほど、担当課よりプレスルームにて直接ご説明する。

3 禁止する行為

本条例により、禁止区域内において客引き行為等を行うことや、事業者が客引き行為等を行わせることは禁止となる。

⇒具体的な禁止行為は、お手元にお配りしたチラシに記載。

＜禁止する客引き行為等＞	
客引き行為	通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるよう誘う行為
勧誘行為	通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為
客待ち・勧誘待ち行為	客引き行為や勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

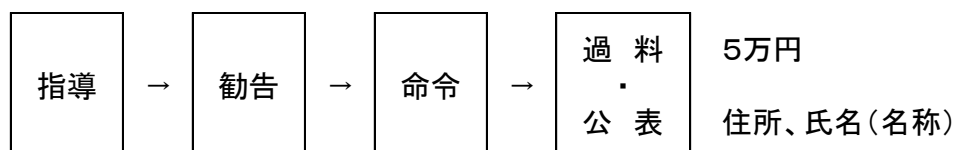
4 違反行為があった場合

巡回する指導員により、**行政指導（指導、勧告）**を行い、
その後も、違反行為を止めない場合は、**行政処分（命令）**を行います。

⇒命令に違反した場合や、立入検査拒否・虚偽報告が行われた場合は、
過料（5万円）を科し、氏名等を公表する。

行為者等を罰するほか、法人等に対しても過料（5万円）を科す。**（両罰規定）**

過料を科すまでの流れ



初めに（口頭及び書面による）**指導**をし、それでも違反を続けると**勧告**をします。

それでも違反を続けると（弁明の機会を与え）**命令**します。

その後更に違反を続けると（更に弁明の機会を与え）**過料**を科し、氏名等を公表します。

5 まとめ

こうした取り組みを通じ、

市民の皆様が**不安を感じることなく**、当該地域を**通行**し、

あるいは利用できる**環境を確保**し、

→ひいては、

安心・安全で快適なまちづくりに寄与して参りたい。

<参考>

■条例制定の経過

令和2年 2月	条例制定の要望【860名の署名】
7月	市民アンケート（9割以上が必要）
8月	来街者アンケート（6割以上が必要）、客引き実態調査
11月	パブリックコメント（52%賛成、反対10%）
令和3年 3月	「岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例」制定

■条例制定後の活動等

令和3年 4月 1日	「岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例」一部施行
4月 28日	客引き行為等禁止区域（岐阜駅北地区）を指定
4月 30日	啓発イベント（市長参加）
7月 1日	客引き行為等対策指導員（警察OB 3名）の雇用
（この間）	啓発活動（店舗へのチラシ配布、客引き行為者への啓発） 案内看板（2か所）、路面標示（44か所）の設置
10月 1日	「岐阜市客引き行為等の禁止等に関する条例」全面施行 啓発・合同パトロール（市長参加）及び巡回指導の開始